

藤沢市地域活動支援センター I 型事業費補助金交付要綱

制定	平成 25 年 4 月 1 日
改正	平成 29 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 4 月 1 日
改正	平成 31 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 4 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、障がい者の社会参加の促進を図るため、当該障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行う地域活動支援センター I 型を運営する者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）、藤沢市地域活動支援センター I 型事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、実施要綱第 4 条第 2 項に基づく市長の登録を受け、藤沢市地域活動支援センター I 型事業所運営事業（以下「事業」という。）を実施する社会福祉法人等とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象経費及び基準額は、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 事業を年度の途中で開始し、又は廃止した場合の補助金の額は、前項の「基準額」を「基準額を当該事業の実施月数に応じて按分して得た額」と読み替えて算定するものとする。この場合において、事業の開始日又は廃止日の属する月は、当該事業の実施月数に含むものとする。

(申請手続等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業の開始日まで

に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の職員名簿

2 市長は、申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、補助金交付等決定通知書（第3号様式）により当該申請書を提出した者に通知する。

（補助金の交付時期及び手続）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に、第4条の規定により算出された補助金の額については、6回に分割して、5月、7月、9月、11月、1月及び3月のそれぞれの月の末日までに交付する。

2 交付決定者は、請求書を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 交付決定者が前項に規定する市長が指定する日までに請求書を提出できない場合であって、その提出できない理由を市長がやむを得ないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。この場合においては、第1項の規定中「5月、7月、9月、11月、1月及び3月のそれぞれの月の末日までに」とあるのは、「交付決定者から請求書の提出があった後速やかに」と読み替えるものとする。

（変更申請手続等）

第7条 交付決定者は、事業の施行場所、事業費、着手予定年月日又は完了予定年月日を変更しようとする場合は、補助金交付変更申請書（第4号様式）（以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、補助金交付変更等決定通知書（第5号様式）により当該変更申請書を提出した者に通知する。

（届出義務）

第8条 交付決定者は、申請書又は第5条第1項各号に規定する書類（以下「申請書添付書類」という。）に記載した事項（前条第1項に規定する事項を除く。）に変更が生じた場合にあっては、事業変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書添付書類に記載されている内容に変更が生じた場合は、当該申請書添付書類であって変更後の内容が記載されているものを併せて提出しなければならない。

2 交付決定者は、事業を完了したときにあっては、事業完了届（第7号様式）

を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書(第9号様式)

(備付帳簿)

第10条 規則第9条の帳簿等は、当該補助事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、随時帳簿等を調査することができる。

(様式)

第11条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、事業主管課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成25年度については、平成25年4月1日付けで補助金交付申請書(第1号様式)を受理し、同日付で交付の決定を行うことができる。

(検討)

3 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成31年4月1日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 市長は、平成36年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

経費の種別	基準額	対象経費
人件費	4,593,000 円	事業を運営するために必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金